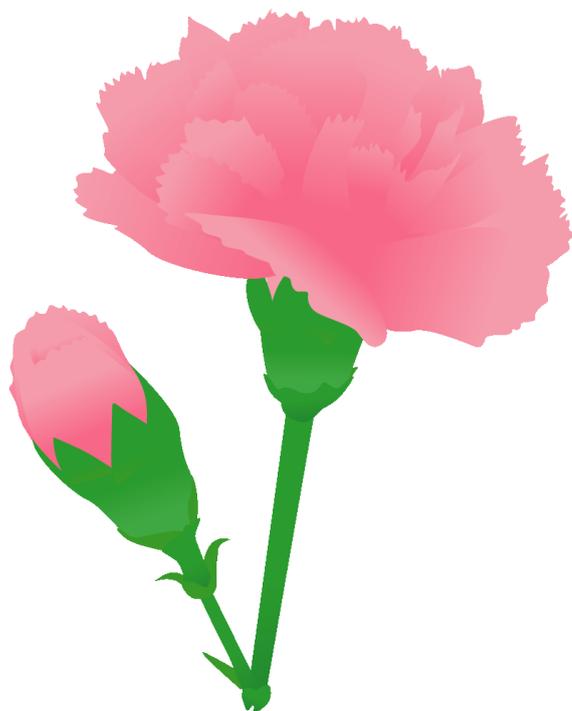


令和5年度 第2回
第18採択地区教科用図書採択地区協議会
資料



日 時 令和5年7月31日（月）午前 9時30分から

場 所 深谷市立教育研究所 3階 大会議室

第 18 採択地区教科用図書採択地区協議会規約

(目的)

第 1 条 この採択地区協議会（以下「協議会」という。）は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和 38 年法律第 182 号）第 13 条第 4 項の規定に基づき、第 18 採択地区内の市町立の小学校及び中学校において使用する教科用図書の採択について協議を行うことを目的とする。

(名称)

第 2 条 この協議会は、第 18 採択地区教科用図書採択地区協議会という。

(協議会を設ける市町の教育委員会)

第 3 条 協議会は、次に掲げる市町の教育委員会（以下「関係市町教育委員会」という。）が、これを設ける。

(1) 深谷市教育委員会

(2) 寄居町教育委員会

(組織)

第 4 条 協議会は、委員 6 人をもって組織する。

(委員)

第 5 条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 関係市町教育委員会の教育長

(2) 関係市町教育委員会の委員それぞれ 2 名

2 委員の任期は、1 年とする。ただし、任期の途中で委員が交代した場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第 6 条 会長は、関係市町教育委員会の教育長のうちから、関係市町教育委員会が協議により定めた者をもって充てる。

2 会長の任期は、1 年とする。ただし、任期の途中で会長が交代した場合における後任の会長の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長の職務代理)

第7条 会長は、会長に事故があるときにその職務を代理する委員をあらかじめ指名する。

(事務局)

第8条 協議会の事務を処理させるために、会長が所属する教育委員会に事務局を置く。

2 事務局の職員は、関係市町教育委員会の協議会事務担当者をもって充てる。

(会議の招集)

第9条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 委員3人以上の者から会議の招集の請求があるときは、会長はこれを招集しなければならない。

3 会議開催の場所及び日時は、会議に付議すべき案件とともに、会長があらかじめこれを委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第10条 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

2 会長は、協議会の会議の議長となる。

3 協議会の会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、協議会の会議で定める。

(教科用図書の選定の方法)

第11条 教科用図書は、第13条第3項の規定による報告及び埼玉県教育委員会が作成した選定のための資料を参酌し、協議会の会議において協議し、各委員が選定すべきと考える教科用図書に投票を行い、過半数の投票を得たものを選定する。ただし、前回の教科用図書の選定以降に新たに検定を経た教科用図書がない種目については、投票を行わず、教科用図書を選定することができる。

2 前項の規定により投票を行った場合において、投票を得た教科用図書が2種類のみで、かつ、得票数が同じときは、協議の経過を勘案し、会長がこれを決する。

- 3 第1項の規定により投票を行った場合において、過半数の投票を得た教科用図書がないとき（前項の場合を除く。）は、最多数の投票を得た2種類の教科用図書について再度投票を行う。ただし、再度投票を行うべき2種類の教科用図書を定めるに当たり得票数が同じときは、協議の経過を勘案し、会長がこれを決する。
- 4 前項の規定により再度投票を行ったときは、多数の投票を得た教科用図書を選定する。ただし、得票数が同じときは、協議の経過を勘案し、会長がこれを決する。

（選定した教科用図書の通知）

第12条 前条の規定により教科用図書を選定したときは、会長は、遅滞なく関係市町教育委員会に対して、選定した教科用図書の種類及び当該教科用図書を選定した理由を通知するものとする。

（調査員）

第13条 協議会に、教科用図書の選定に必要な教科用図書の調査研究を行うため、調査員を置く。

- 2 協議会は、種目ごとに4人（中学社会にあつては5人）の調査員を委嘱する。
- 3 調査員は、前回の教科用図書の選定以降に新たに検定を経た教科用図書の調査研究を行い、種目ごとに調査研究の結果をとりまとめた資料を作成し、協議会の会議に報告する。
- 4 前3項の規定にかかわらず、前回の教科用図書の選定以降に新たに検定を経た教科用図書がない種目については、調査員を置かず、前回の教科用図書の選定時に調査員が作成した資料を事務局が協議会の会議に報告することで、前項に規定する報告に代えることができる。

（議事録及び資料の公表）

第14条 関係市町教育委員会は、教科用図書を採択した後、遅滞なく、協議会の会議の議事録及び前条第3項に規定する資料を公表する。

（経費の支弁の方法）

第15条 協議会に要する費用は、関係市町の協議により決定した額について、関係市町が負担する。

附 則

この規約は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成31年4月1日から施行する。

第18採択地区教科用図書採択地区協議会要項

(趣旨)

第1条 この要項は、第18採択地区教科用図書採択地区協議会規約第10条第3項の規定に基づき、第18採択地区教科用図書採択地区協議会（以下「協議会」という。）の会議の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(調査員)

第2条 調査員は、第18採択地区内の学校の校長、教頭、主幹教諭又は教諭を充て、教科（書写を含む。）ごとに原則として4人とする。（中学社会にあっては5人。）

2 調査員の選任に当たっては、適任者を得られるように努めるとともに、公正さを確保する観点から十分慎重を期する。

3 調査員は、埼玉県教育委員会から示された教科用図書選定のための資料等に基づき研究し、研究結果を報告する。

(学校における研究結果の聴取)

第3条 協議会は、関係市町教育委員会の教育長を経て、学校における教科用図書研究の結果についての報告を参考資料として求めるものとする。

(保護者等の意見の聴取)

第4条 協議会は、保護者等の意見を聴取することができる。

(協議会の公開)

第5条 協議会は公開とする。ただし、会長または委員の発議により、出席委員の過半数以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができる。

附 則

この要項は、令和5年5月1日から施行する。